

東京大学研究代表者等人件費制度実施要領

令和3年3月19日

総長 裁定

令和4年4月28日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、本学における研究代表者等人件費制度（研究代表者等の希望に応じて、研究代表者等が獲得した競争的研究費を使用する研究に従事するエフォートの比率に応じた人件費の額（以下「人件費充当額」という。）を算出し、当該競争的研究費の直接経費から当該人件費充当額を充てることで、当該研究代表者等の人件費のうち、当該人件費充当額に相当する額を財源（以下「人件費相当財源」という。）として活用することを可能とする仕組みをいう。以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、人件費相当財源を、研究代表者等の処遇改善、研究に集中できる環境の整備及び多様かつ優秀な人材の確保等の取り組みに活用し、もって研究者の研究パフォーマンス向上及び本学の研究力向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「研究代表者等」とは、競争的研究費を獲得した研究代表者又はその研究分担者をいう。

2 この要領において「対象研究費」とは、資金配分機関が、直接経費からの人件費充当額の支出を認めている競争的研究費をいう。

3 この要領において「部局」とは、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）に規定する附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる東京カレッジ及び研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設、連携研究機構、教育研究部局、医学部附属病院並びに同規則第13条及び第18条の規定に基づく室等をいう。

(申請対象者)

第4条 本制度の適用を申請することができる者は、研究代表者等のうち、次に掲げる教員とする。

- (1) 東京大学教員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大規則第16号）第2条第1項に定める大学教員のうち教授、准教授、講師及び助教
- (2) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大規則第

20号)第2条第1項第1号に定める卓越教授及び第2条第1項第2号に定める特任教員

(3) 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程(平成16年4月1日東大規則第35号)第2条第1項第1号に定める特任教員

2 前項第2号及び第3号の特任教員は、その給与が、東京大学予算規程(平成16年4月1日東大規則第173号)に基づき定める予算科目のうち大学運営費又は間接経費から支出されている者に限る。

(人件費充当額)

第5条 人件費充当額は、研究を担当する理事が定める算定方法により算出した額の範囲内で、研究代表者等が第8条により申請し、承認された額とする。ただし、承認後の事情により、研究代表者等の人件費の額が承認された額より下回った場合は、その額とする。

(適用期間)

第6条 本制度の適用期間は、対象研究費に係る研究期間のうち、研究代表者等が第8条により申請し承認された期間とする。

(人件費相当財源の活用方針)

第7条 人件費相当財源は、次の各号に掲げる研究力強化に関する施策に応じ、原則、当該各号に定める割合で分配するものとし、別に定める方針に沿って活用するものとする。

(1) 当該財源に係る研究代表者等へのインセンティブの付与 40%

(2) 本部が講じる施策 30%

(3) 当該財源に係る研究代表者等の所属する部局が講じる施策 30%

2 当該財源が部局財源(採用可能数の財源化分を除く。)の場合、前項第2号に定める人件費相当財源は、同項第3号に定める施策に活用する財源として、研究代表者等の所属部局に分配する。

3 第1項第1号のインセンティブは、当該研究代表者等の希望により、東京大学教職員給与規則(平成16年4月1日東大規則第12号)又は東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程に定める研究代表者等特別手当の支給及びインセンティブとなる経費の配分又はそのいずれかにより付与する。

(申請手続等)

第8条 本制度の適用を希望する研究代表者等は、あらかじめ所属する部局の長の下承を得て、対象研究費の交付決定後又は契約締結後、速やかに所定の様式により、総長に申請を行うものとする。

2 総長は、研究代表者等の申請に基づき、役員会の議を経て、本制度の適用を承認する。

- 3 研究分担者が、第1項の申請を行うにあたっては、あらかじめ研究代表者の了承を得なければならない。
- 4 研究代表者等は、本制度の承認を受けた申請内容を、当該研究費の停止、中止又は研究期間の変更（以下「中止等」という。）により変更する場合、当該研究費の中止等による実施の変更が判明したときは、速やかに、その他の事由による場合は、変更後の申請内容の適用を希望する日の概ね1月前までに申請を行うものとする。
- 5 前項の規定により申請内容の変更を行う場合の申請手続きは、同項に定めるもののほか、第1項から第3項までの規定を準用する。
- 6 前2項の規定にかかわらず、総長は、本制度の適用を受ける研究代表者等の研究費不正等が判明した場合、当該研究代表者等による申請によらず、直ちに本制度の適用を中止することができる。

（活用実績の報告）

- 第9条 部局の長は、本制度の実施による当該部局における各年度の活用実績について、翌年度5月31日までに所定の活用実績報告書により総長に報告するものとする。
- 2 総長は、本制度の実施による本部及び部局における人件費相当財源の各年度の活用実績について、翌年度6月30日までに研究代表者等に対して報告するものとする。
 - 3 総長は、本制度の実施による本学の各年度の活用実績については、翌年度6月30日までに資金配分機関に対し報告するとともに、本学のホームページ等で公表するものとする。

（事務手続）

- 第10条 この要領に定めるもののほか、本制度の実施にあたり必要となる事務手続については、研究推進部長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和4年7月1日から実施する。